

利用料、その他の費用の額

(1) 通所介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割又は2割の額です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【通所介護費（通常規模型）】

(地域区分別1単位の単価 (6級地) 10.27円)

1回当たりの 所要時間	介護度	基本利用料	利用者負担額	
		10割	1割	2割
7時間以上 9時間未満	要介護1	6,737円	674円	1,348円
	要介護2	7,959円	796円	1,592円
	要介護3	9,222円	923円	1,845円
	要介護4	10,485円	1,049円	2,097円
	要介護5	11,748円	1,175円	2,350円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額	
		10割	1割	2割
入浴介助 加算	利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	513円	52円	103円
個別機能 訓練Ⅱ	加算の訓練体制を満たし、利用者 個別の心身の状況を重視した機 能訓練(生活機能向上を目的とし た訓練)を行った場合(1日につ き)	575円	58円	115円
口腔機能 向上加算	口腔清掃や摂食・嚥下機能訓練な どの口腔機能向上サービスを行 った場合(1月に2回を限度で、 1日につき)	1,540円	154円	308円

②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額	
		10割	1割	2割
サービス提供 体制強化加算Ⅰ イ	加算の体制・人材要件を満たす場合 (1月につき)	184円	19円	37円
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、 加算のキャリアパス要件又は定量的 要件を満たす場合(1月につき)	基本利用料の4.0%		

(2) 介護予防通所介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割又は2割の額です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(地域区分別1単位の単価 (6級地) 10.27円)

区分	基本利用料	利用者負担額	
	10割	1割	2割
要支援1	16,914円/月	1,692円/月	3,383円/月
要支援2	34,681円/月	3,469円/月	6,937円/月

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額	
		10割	1割	2割
運動器機能向上加算	運動器機能向上のための機能訓練を行った場合	2,310円/月	231円/月	462円/月
口腔機能向上加算	口腔清掃や摂食・嚥下機能訓練などの口腔機能向上サービスを行った場合	1,540円/月	154円/月	308円/月
選択的サービス複数実施加算I	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスのうち、2種類実施した場合	4,927円/月	493円/月	986円/月

②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
		10割	1割	2割	
サービス提供体制強化加算Iイ	加算の体制・人材要件を満たす場合	要支援1	739円/月	74円/月	148円/月
		要支援2	1478円/月	148円/月	296円/月
介護職員処遇改善加算I	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件又は定量的要件を満たす場合	基本利用料の4.0%			

(3) その他の費用

送迎費	通常の事業所の実施地域にお住まいの方は無料です。
食費 (おやつ代含む)	1日につき 680円
おむつ代	1枚につき 実費
日常生活費 (趣味活動費)	利用者の希望により提供する日常生活上必要な費用として、 <u>実費</u> をご負担していただきます。

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。(指定通所介護に限る。)

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。

なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の当日8時30分までに連絡があった場合	無料
連絡がなかった場合	680円